

制定年月日 平成22年9月30日

整理番号 法人 第22-8号

学校法人共栄学園役員等の報酬等に関する規程（一部抜粋）

第二章 役員等の報酬

（役員等の報酬等）

第三条 寄附行為施行細則第三条に規定する役員等の報酬等は、常勤役員については、本俸、扶養手当、通勤手当、期末手当、募集手当、役員報酬、退職金とし、非常勤役員については、役員報酬及び退職金とする。ただし、学校等の専任の教職員（以下「専任職員」という。）を兼ねる理事には役員報酬を支給しないことができる。

2 常勤役員（専任職員を除く。）の扶養手当、通勤手当、期末手当、募集手当の支給は、共栄学園中学高等学校の給与規程等の例により支給する。

3 役員等の年間報酬等は、次の各号のとおりとし、毎年度理事会の議決により定める。

（1）理事長の年間報酬額等は3千万円を限度とする。

（2）副理事長の年間報酬額等は2千万円を限度とする。

（3）非常勤役員等の年間報酬額は70万円までの範囲で理事長が定める額とする。

4 第1項ただし書きの規定により報酬を受けない場合であっても、第十一条の退職金算定に当たっては、報酬を受けているものとみなす。

5 評議員に報酬を支給する必要がある場合は、理事会の議決を経て行う。

（報酬の支給方法）

第四条 前条に規定する役員等の報酬は、6月及び12月にそれぞれ年度額の二分の一を共栄学園中学高等学校の期末手当支給日に支給する。

（在任期間の短い役員等の報酬）

第五条 支給月までの役員としての在任期間が6ヶ月に満たない者には、月割り（端数切捨）で算出した額を支給する。

（退任した役員等の報酬）

第六条 支給日の1ヶ月前以内に退任した役員には第四条の例により役員報酬を支給することができる。

第三章 役員等の会議費、旅費等

（会議費、旅費）

第七条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）が、職務上必要な会議に出席した場合の会議費（参加費等を含む。）又は職務上必要な経費の支弁は、実費額とする。

2 役員等の旅費（交通費、日当、宿泊費をいう。以下同じ。）の支弁は、共栄学園中学高等学校の旅費規程等の例により支給する。ただし、理事会又は評議員会（以下「理事会等」という。）に出席した場合の日当は、一日当たり11,137円、交通費が5,000円未満の場合は5,568円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、専任職員を兼ねる役員等の旅費は、所属する学校等（法人本部職員は共栄学園高等学校職員とみなす。）の旅費規程等に基づき、所属の学校等から支給するものとする。

4 前各項の規定は、理事会等に参与する者にも適用する。

（業務手当）

第八条 監事が、寄附行為第十四条に規定する職務（理事会等への出席を除く。）を行うため業務に従事したときは、一日当たり20,000円を超えない範囲で理事長が定める手当を支給する。

2 役員等（専任職員である者を除く。）が、理事長の依頼により本法人の特別の業務に従事したときは、一日当たり18,000円を超えない範囲で理事長が定める手当を支給する。

3 前2項に規定する業務手当が支給される場合は、前条第2項の規定にかかわらず日当を支給しない。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。